

転出される方へ

兵庫県姫路市

姫路市から他の市区町村へ転出される方は、**新しい住所に移った日から14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入手続きをしてください。

必要なものは、***転出証明書・全員のマイナンバーカード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）**です。外国籍の方は、**在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）**も必ずご持参ください。

なお、正当な理由がなく14日以内に転入届をされないと、罰則規定があります。転出証明書をなくされた方は、住民窓口センター（079-221-2365）又は支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターで再発行の手続きをしてください。

1 転出予定日の前日までに、印鑑登録証明書が必要となった場合は、印鑑登録証の他に***転出証明書**も必ずご持参ください。***転出証明書がないと印鑑登録証明書は交付できません。**転出予定日以降は、姫路市では印鑑登録証明書を発行できませんので、新住所地で新たに印鑑登録の手続きをしてください。

2 ご都合により**転出を取り止められた場合は、*転出証明書・本人確認書類（運転免許証など）**をご持参の上、転出取消の手続きをしてください。

（*マイナンバーカードによる特例転出の方は、転出証明書の代わりに必ずマイナンバーカードをご持参ください）

3 下の表に該当する方は、手続きが必要ですのでご注意ください。

| 対象となる方 | | 姫路市での手続き (詳しくはお問い合わせください) | 新住所地での手続き（転出先） |
|---|--------------------|--|--|
| マイナンバーカードをお持ちの方 住民窓口センター 079-221-2150 | | (国外転出はこちら) (国内転出はこちら)   | マイナンバーカードをご持参の上（暗証番号の入力が必要）、新しい住所に移った日から必ず 14日 以内に転入手続きをしてください。また、転出予定日から30日を経過しても転入手続きをしない場合は、カードは失効します。転入後は 90日 以内にカード継続利用申請をしてください。 |
| 国民健康保険の加入者 国民健康保険課 079-221-2343 079-221-2344 079-221-2345 | | 資格情報のお知らせ・資格確認書及び各認定証をお返しくください。保険料は、転出の翌月に精算し、改めて納付通知書を送付します。 ※「施設入所のため」「修学のため」などが理由で転出される方は、引き続き姫路市の国民健康保険を使用することになります。学生の方は学生証（在学証明書）をご持参のうえ手続きを行ってください。施設入所の方はお問い合わせください。 | 転入時、すみやかに加入手続きをしてください。 ※「施設入所のため」「修学のため」に住所変更した方は、その旨を転出先の窓口等で申し出てください。 |
| 介護保険 介護保険課 079-221-2445 079-221-2923 | 被保険者証をお持ちの方 | 被保険者証をお返しくください。介護保険料は、翌月初旬に精算し、決定通知を送付します。 | 介護保険担当課へお問い合わせください。 |
| | 認定を受けている方 | 転出届出時に受給資格証明書の交付を受けてください。 | 新しい住所に移った日から14日以内に受給資格証明書・医療保険の資格情報が確認できるもの（40～64歳の方）をご持参の上、転出先の新区町村の窓口で手続きをしてください。姫路市の要介護度状態区分等が引き継がれます。 |
| | 住所地特例の適用を受けることになる方 | 転出先が、特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設の方は、引き続き姫路市が保険者となります。資格者証の交付を受けてください。 | 新住所地確認の後、姫路市から被保険者証を郵送します。 |
| 国民年金 国民年金窓口センター 079-221-2332 | 加入者 | / | 第1号被保険者の方の住所変更届は原則不要ですが、届出が必要な場合もありますので、年金事務所へお問い合わせください。 |
| | 受給者 | | 高齢・障害・遺族等の厚生年金又は国民年金受給者の住所変更届は原則不要ですが、届出が必要な場合もありますので、年金事務所へお問い合わせください。 |
| 水道使用者 姫路市水道料金センター 079-221-2711 | | 水道料金の精算と閉栓の手続きをしてください。 | 開栓の手続きをしてください。 |
| 市立の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒 教育委員会学校指導課 学事担当079-221-2762 | | 学校で在学証明書及び教科書給与証明書の交付を受けてください。 | 転入届をして就学通知書を受け取り、在学証明書、教科書給与証明書とともに新しい学校へ届けてください。 |

| 対象となる方 | 姫路市での手続き (詳しくはお問い合わせください) | 新住所地での手続き (転出先) |
|--|---|---|
| 福祉医療 (移乳)(母障高)の助成を受けている方 福祉総務課 福祉医療担当 079-221-2307 079-221-2308 | 必ず医療受給者証をお返しください。 (後日、郵送でもかまいません。) ㊦=高齢期移行 ㊧=乳幼児等医療 ㊨=こども医療 ㊩=母子家庭等医療 ㊪=重度障害者医療 ㊫=高齢重度障害者医療 | 新住所地の福祉医療担当課へ助成の対象及び申請に必要なものをお問い合わせください。 ※所得課税証明書(所得内容及び市町村民税額の表示があるもの)が必要な場合があります。 |
| 後期高齢者医療制度の加入者 後期高齢者医療保険課 079-221-2315 | 資格確認書及び各認定証を返還してください。保険料は後日精算となります。 【県外転出の方】 負担区分等証明書の交付申請をしてください。障害認定を受けている方(65~74歳の方)、及び、特定疾病認定を受けている方は認定証明書の交付申請をしてください。 | 転入時、すみやかに加入手続きをしてください。 【県外転出の方】 負担区分等証明書を提出してください。また、障害認定申請及び特定疾病認定申請をされる方は、認定証明書を提出の上、認定申請の手続きをしてください。 |
| 障害福祉サービス等を利用している方 障害福祉課 079-221-2309 079-221-2457 | 受給者証返還届出書を提出してください。障害支援区分の認定を受けている場合、障害支援区分認定証明書を交付します。 ※引き続き施設・グループホームに入居する場合は、返還届出書は不要です(姫路市の支援が継続されます)。 | 転入時、速やかに申請手続きをしてください。障害支援区分認定証明書をお持ちの場合は、持参してください。 ※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。 |
| 児童手当を受けている方 こども支援課 079-221-2312 | 児童手当受給事由消滅届を提出してください。 ※転出予定日の属する月分までの手当は姫路市から支給します。振込は1~2カ月後となりますので、口座は解約しないでください。 | 転出予定日の翌日から15日以内に、マイナンバーカード(お持ちの方のみ)・申請者名義の預金通帳をご持参の上、手続きをしてください。※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。 |
| 児童扶養手当及び特別児童扶養手当を受けている方 こども支援課 079-221-2311 | こども支援課でご相談ください。 ※転出後の状況によって、市外転出届や資格喪失届などが必要になることがあります。 | 手当証書を持参してください。(児童扶養手当のみ)※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。 |
| 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車をお持ちの方 主税課 079-221-2257 | ナンバープレート・標識交付証明書(原本)・本人確認書類をご持参の上、登録抹消手続きをしてください。 手続き後に廃車申告済書を交付します。 | 廃車申告済書・本人確認書類等をご持参の上、ナンバープレートの交付を受けてください。※詳細は新住所地の担当課へお問い合わせください。 |
| 予防接種券をお持ちの方 保健所予防課 079-289-1721 | 転出された日から予防接種券(デジタル予診票含)は使用できません。各自で必ず破棄等してください。 | 転入時、すみやかに予防接種担当課へお問い合わせください。 |

4 海外へ転出される方は各課へお問い合わせください。

日本国籍の方が日本にもどられる場合は、転入先に戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍の附票・パスポート・年金手帳(基礎年金番号通知書)・資格確認証(※)・マイナンバーカード(※)をご持参の上、転入の手続きをしてください。

外国籍の方が再び日本に住所をおく場合は、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)、パスポート、年金手帳(基礎年金番号通知書)・資格確認証(※)・マイナンバーカード(※)をご持参ください。また、外国籍の方は、本人と世帯主の続柄を証する公的な文書(外国語で作成されたものはその翻訳文添付)が必要な場合があります。

※資格確認証、マイナンバーカードはお持ちの方のみご持参ください。マイナンバーカードは、令和6年5月27日以降海外転出後でも継続して利用できます。在外公館でマイナンバーカードの申請や受取等が可能になります。

5 その他

(1)市・県民税について

市民税や県民税は、その年の1月1日現在に住んでいる市町村で課税されます。したがって、あなたが1月1日現在、姫路市に住所があれば転出されても、その年の4月1日から始まる年度の市・県民税は、姫路市で課税されることとなります。詳しくは**市民税課(079-221-2261)**までお問い合わせください。

(2)固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の納税義務者はその年の1月1日現在、姫路市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人です。納税義務者が海外に転出され、納税通知書の受領や納税ができなくなる場合は出国前に納税管理人の申告をしてください。詳しくは**資産税課(079-221-2270)**までお問い合わせください。

(3)引越ごみとし尿収集について

引越ごみはごみステーションには出せません。分別して市のごみ処理施設へ搬入するか一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。詳しくは**リサイクル課(079-221-2404)**までお問い合わせください。し尿収集の必要な方は、お早めに**中部衛生センター(079-235-7518)**へご連絡ください。

し尿くみ取券の払い戻しは、**美化業務課(079-221-2403)**までお問い合わせください。

(4)海外に転出される方は、海外で国政選挙・国民審査に投票するための申請が出国前に国内でできます(出国後に在外公館でも申請可)。詳しくは**選挙管理委員会事務局(079-221-2807)**までお問い合わせください。